

国と国との関わり

－ 「エルトゥールル」号遭難事件 －

水交会会員 鈴木 学

本日、平成 27 年 9 月 19 日の未明、安保法案が成立しました。国民からは多くの反対の声が上がりました。今回の安保法制では、違憲であるとの憲法学者の判断に多くの人がとらわれているように私は感じます。憲法は国民の生命、財産、生活を守る主権国家たる日本の基本法です。今回の安保法制によって、より国民の生命、財産、生活が守られることを国民が実感し、納得することが今後の鍵になろうかと思えます。現実を直視し、国民の生命、財産、生活をこの現実の国際環境下で守りつつ、国家理念の一つである平和主義を貫き通す覚悟を国民一人一人が持つようになれば、日本は国際社会における確固たる地位が築けるものと思えます。

また、戦後義務教育では憲法上の三大原則の一つである「主権在民」には重きを置いて教育します。一方、国際法上における「国家主権」についてはあまり触れられません。私自身が学んだのも防衛大学校が最初のように記憶しています。このグローバル化の時代にあって、義務教育においても国家の役割についてもっと教育する必要性を痛感する次第です。

さて、今日の話題は、私が 32 年前に遠洋航海で訪れたことのあるトルコ共和国に関する話です。現地では大変な歓待を受け、トルコ国民は親日的だなという印象を持ちました。当時、私は 125 年前の今月に起きた「エルトゥールル」号遭難事件のことを知りませんでした。皆様は十分にご存じのことと思えますが、改めてここに記載したいと思えます。

1890(明治 23)年、トルコ海軍軍艦「エルトゥールル」号に乗ったオスマントルコ帝国使節団が来日し、明治天皇に皇帝親書を奉呈しました。その帰途、9 月 16 日夜半に和歌山県串本町沖で台風により遭難、座礁・沈没により 587 名あまりの人が死亡または行方不明になったのです。しかし、海岸に打ち上げられた人達は地元住民による献身的な救助及び介護により 69 名の人達が一命をとりとめました。回復した乗組員たちは日本の軍艦「比叡」及び「金剛」に分乗し、イスタンブールまで送り届けられました。その後、この出来事がトルコ国内で新聞報道されたことと日露戦争でトルコの宿敵のロシアを破ったことにより、極東に位置する日本に対するトルコ国民の好感度はアップしたとされています。

この話は後の時代へと繋がっていきました。1985(昭和 60)年のイラン・イラク戦争時に、イラクのサダム・フセイン大統領がイラン上空の無差別攻撃を宣言しました。当時、航空自衛隊機の海外派遣はできず、政府から要請を受けた日本航空も派遣の決断には至らなかったため、在イラン邦人 215 名が国外脱出できずに空港に取り残されまし

た。当時の駐イラン日本大使がトルコのビルセル駐イラン大使に窮状を訴えたところ、ビルセル大使は、「わかりました。直ちに本国に救援機の派遣を求めましょう。トルコ人なら誰もが、エルトゥールルの遭難の際に受けた恩義を知っています。御恩返しをさせていただきますでしょう。」と答えたと伝えられています。（伊藤忠商事の森永イスタンブール支店長も旧知のオザル首相に要請したそうです。）この結果、トルコ航空機2機が増派されたことにより、期限ぎりぎり、邦人215名全てが無事にトルコ経由で帰国することができました。当時、現役自衛官であった私自身は自衛隊機による邦人救出ができない悔しさを噛みしめたことと、空港を無事飛び立つトルコ機に感謝したことを今でも思い出します。この時、トルコ政府は日本人救出を自国民救出よりも優先したようですが、これに対する政府批判はほとんどなかったそうです。

国と国とのつながりの一端をここに垣間見る人は大勢いるはずです。友好国においても、国際関係はギブアンドテイクで成りたっていると思います。しかも、国際協力において、経済的支援のみでは人的支援のオフセットになりえないことは湾岸戦争で日本が経験したことです。更に、なぜ日本の航空機ではなく、トルコ航空機によって在留邦人が救われたのかもじっくり考えなければなりません。今回の安保法制を整備することによって何ができるようになるかという説明においても、将来生起する蓋然性の高いケースでの説明に加え、歴史の教訓を多々加えることにより説得力が増すものと思います。

今年「エルトゥールル」号遭難から125年の節目ということで、トルコ海軍軍艦「ゲディス」が「エルトゥールル」号と同じ航路により来日、イスタンブールの姉妹都市の下関に寄港、6月3日に串本町での追悼式典に参加した後、帰国しました。また、この二つの救出の物語が映画化され、12月に「海難1890」という題で公開されるという情報も新聞で得ました。

そのようなタイミングをとらえて、邦人救出に関わるエピソードを再度顧み、意見を述べさせていただきました。今回の安保法制に関して、皆様の卓越されたご見識の一端をこのニューズレターにご紹介いただければ、多くの知識と情報を共有することができ、議論する際にもより幅広く深い議論ができるようになるものと確信いたします。このコラムでしっかりと勉強させていただきたいと思っています。